



第3章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

今後の地域社会の目指すべき姿は、区民が相互に信頼し合い、助け合いながら生活することができる「地域共生社会」を構築していくことです。
本計画の基本理念は、区と地域とが協働して実現すべき地域福祉の将来像として、以下のとおり定めます。

幾重ものつながりと支え合いで地域の力を育み、
誰もが自分らしく、いきいきと暮らせるまち あらかわ

第2節 基本方針

基本理念を実現するために進めていく施策の基本方針は、以下のとおりとします。

1 つなぎ支え合う地域づくり

誰もが集える居場所等を地域の身近な場所に整備するとともに、地域の多様な活動を支援することで、地域の力を育みます。また、地域の課題にいち早く気付き、必要な支援につなげていけるよう、アウトリーチ による相談等を推進するとともに、区と関係団体等との連携を強化して伴走型の相談・支援体制を構築し、つなぎ支え合う地域づくりを進めます。

- (1) 地域の多様な活動の推進 [33 ページ]
 - ボランティア活動・地域活動の支援
 - 高齢者や障がい者の社会参加の推進
 - 民生委員・児童委員、町会・自治会の活動支援
 - 再犯防止に関する活動の推進
- (2) 身近な地域の居場所づくり [42 ページ]
 - 高齢者のサロン活動の推進
 - 子どもや若者の居場所づくりの推進
 - 誰もが集える居場所づくりの推進
- (3) 地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築 [48 ページ]
 - 地域における見守り・防犯活動の推進
 - 社会福祉協議会等との連携・協働
 - 民間事業者との連携・協働
 - 多文化共生の推進
- (4) 包括的な相談・支援体制の構築 [57 ページ]



2 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり

多様化、複雑化する地域の課題や悩み等を抱えた個人や世帯のニーズに対応し、それらの解決や改善を図るため、福祉や保健の分野に限らず、関連する様々な制度やサービス等の狭間を埋め、重なるようにつないで必要に応じた支援を届け、安心して暮らし続けられる地域をつくっていきます。

また、地域に暮らす方々の権利が守られ、お互いに信頼し、尊重し合い、自分らしく暮らすことのできる地域づくりを進めます。

- (1) 住宅確保要配慮者への支援 [59 ページ]
- (2) 生活困窮者への総合的な支援体制の整備 [62 ページ]
- (3) 多様な地域生活課題への対応 [64 ページ]
 - 高齢者への支援
 - 障がい者(児)への支援
 - 子ども・子育て家庭・若者への支援
 - ケアラーへの支援
 - ひとり親家庭・困難な問題を抱える女性への支援
 - 在宅医療に関する支援
 - 自殺対策
 - 社会的孤立をなくすための支援
- (4) 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画) [83 ページ]
 - 権利擁護に関する総合的な取組
 - 成年後見制度の利用促進
- (5) 災害時要配慮者対策の推進 [93 ページ]

3 地域福祉を支える基盤づくり

福祉分野を支え、サービスを担う人が働きやすく、働く意欲を持てるような環境づくりと、提供するサービスの質が維持・向上されるよう、組織の育成や支援を行います。

- (1) 福祉人材の確保・定着・育成 [95 ページ]
- (2) 福祉サービスの質の向上 [97 ページ]
- (3) デジタル技術の活用等 [99 ページ]
- (4) バリアフリーの推進 [100 ページ]



施策体系図

基本方針

1

つなぎ支え合う地域づくり

- (1) **地域の多様な活動の推進**
ボランティア活動・地域活動の支援
高齢者や障がい者の社会参加の推進
民生委員・児童委員、町会・自治会の活動支援
再犯防止に関する活動の促進
- (2) **身近な地域の居場所づくり**
高齢者のサロン活動の推進
子どもや若者の居場所づくり
誰もが集える居場所づくりの推進
- (3) **地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築**
地域における見守り・防犯活動の推進
社会福祉協議会等との連携・協働
民間事業者等との連携・協働
多文化共生の推進
- (4) **包括的な相談・支援体制の構築**

基本方針

2

誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり

- (1) **住宅確保要配慮者への支援**
- (2) **生活困窮者への総合的な支援体制の整備**
- (3) **多様な地域生活課題への対応**
高齢者への支援
障がい者（児）への支援
子ども・子育て家庭・若者への支援
ケアラーへの支援
ひとり親家庭・困難な問題を抱える女性への支援
在宅医療に関する支援
自殺対策
社会的孤立をなくすための支援
- (4) **権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画)**
権利擁護に関する総合的な取組
成年後見制度の利用促進
- (5) **災害時要配慮者対策の推進**

基本方針

3

地域福祉を支える基盤づくり

- (1) **福祉人材の確保・定着・育成**
- (2) **福祉サービスの質の向上**
- (3) **デジタル技術の活用等**
- (4) **バリアフリーの推進**

重層的支援体制の整備



第3節 荒川区における重層的支援体制について

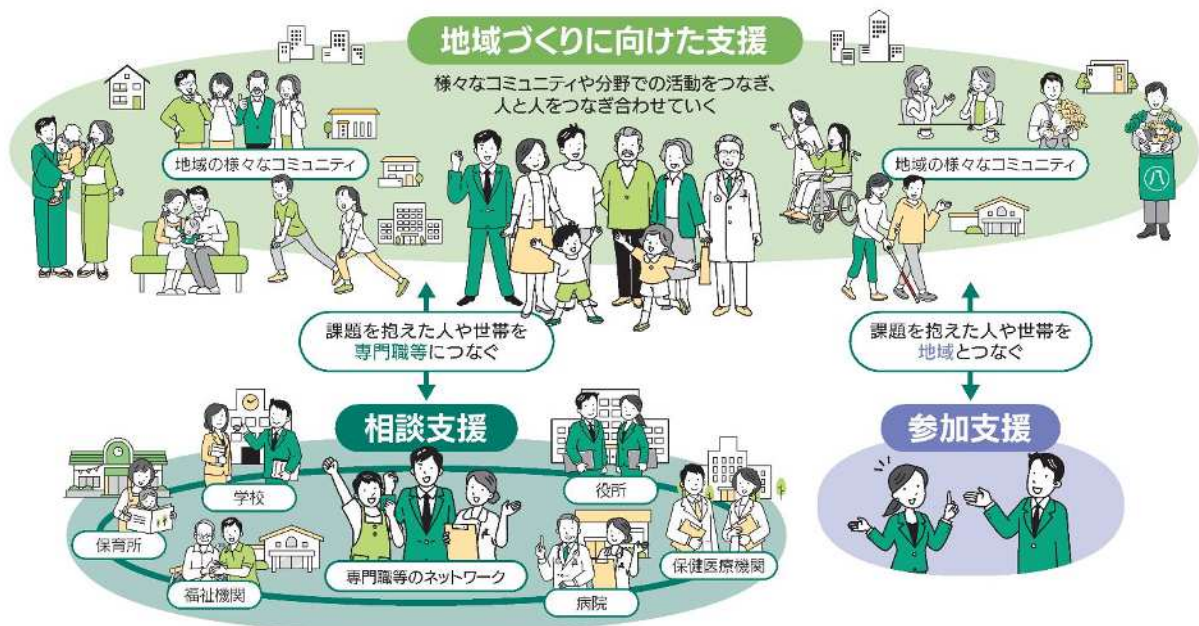
(1) 重層的支援体制整備事業とは

これまでの社会福祉における制度・政策においては、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や、要介護・虐待・生活困窮といった課題ごとに制度を設け、現金・現物の提供や専門的支援体制の構築を進めることで、支援の充実を図ってきました。

しかしながら、昨今、人口減少や少子化・高齢化をはじめとする社会構造の著しい変化などに伴って人々の暮らしにおける困りごとは複雑化・複合化しており、社会的孤立など既存の制度の対象になりにくいケースや、いわゆる8050問題 やダブルケア のような個人・世帯が生活上の課題を複数抱える場合においては、課題ごとの対応に加え、課題全体を捉えて支援をすることが必要なケースなど、支援ニーズの変化が明らかになっています。

このような背景から、国においては、包括的な支援体制の整備に向け、令和2(2020)年の社会福祉法改正により、令和3(2021)年4月に重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業では、従来の相談・支援等の取組を生かしつつ、属性を問わない相談支援、社会とのつながりを回復する参加支援、地域や住民同士の支え合いの輪を広げ、暮らしの身近なところで困りごとに気づき支え合える地域づくりといった、分野横断的な取組を一体的に展開することにより、地域共生社会の実現を図ることとしています。

重層的支援体制整備事業の全体像





(2) 区における重層的支援体制整備の考え方

区ではこれまでも、「区民一人一人が生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと過ごせるまち」「誰もが安心して暮らせる地域社会」を目指し、様々な取組を進めてきました。

一方で、支援を行う関係部署のヒアリングでは、「個人だけではなく、世帯全体が複合的な課題を抱えている場合がある」「課題が表面化しないまま、複雑化・困難化が進んでしまう場合など、必要な支援へつなげることが困難な場合がある」「継続的かつ伴走的な支援を必要とする課題を抱えた方への支援に限界がある」「対象者の属性や分野ごとに支援を提供する体制においては、それぞれの部門における支援に切れ目があり、継続的な支援を必要とする対象者への支援が困難である」「支援に関わる知識理解を深めるなど、支援者一人一人の支援力の向上を図る必要がある」といった多様な課題が指摘されました。今後、支援体制上の連携を一層円滑にすることや、伴走的な支援が可能となるような支援体制の充実が必要です。

区ではこのような課題の解消を目指し、複雑化・複合化した課題を抱える方やその世帯の支援を一層円滑に進めることができるよう、令和8(2026)年度から重層的支援体制整備事業を実施し、区における地域共生社会の推進を図ります。

区が進める重層的支援体制整備事業においては、「受け止め、つながり、支え合う、あらかわ」をスローガンとして掲げ、区全体で包括的な支援体制の構築を図り、「支える側」「支えられる側」という従来を超えて一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会の実現を目指します。



(3) 実施事業の概要と提供体制

「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を推進するために、社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業における5つの事業について、次のとおり一体的に実施することで事業効果を高めます。

包括的相談支援事業

子ども、高齢者、障がい者、生活困窮等の各相談機関において、相談者が抱える困りごとを包括的に受け止め、課題や支援の必要性に応じて関係する窓口や支援機関と連携して対応するなど、多角的に相談支援を実施します。

(主な相談支援機関)

分野	相談支援機関、事業、窓口等の名称	
高齢	地域包括支援センター	
	おとしよりなんでも相談窓口	
障がい	障害者基幹相談支援センター	
	身体・知的障がいについての相談窓口	
子ども・母子保健	利用者支援事業	子育て情報提供窓口
		保育コンシェルジュ(入園相談窓口)
		子ども家庭総合センター相談窓口
		健康推進課相談窓口(妊婦等包括相談支援等窓口)
若者	若者相談「わっか」	
女性	女性相談	
生活困窮	生活にお困りの方の相談(生活保護)	
	仕事・生活サポートデスク(自立相談支援機関)	
その他	こころの健康相談	
	ひとり親・家庭相談	
	あらかわひきこもり支援ステーション	

表中の の付いた事業等は、重層的支援体制整備事業交付金の対象事業です。その他は、区における主な福祉的相談窓口です。

参加支援事業

社会参加に向け既存の事業などでは対応できない支援対象者に対し、社会とのつながりを生むため、個々の支援対象者のニーズを踏まえた地域の社会資源とのマッチングや、参加支援に向けたメニューづくりを行うことで、支援対象者の社会参加の定着支援等を行います。また、既存のコミュニティや居場所のほか、地域の社会資源の発掘・整備にも取り組みます。



地域づくり事業

これまで各分野で推進してきた地域の居場所づくりなどに関する取組を引き続き実施するとともに、属性や世代を超えて交流できる場や居場所について充実を図り、地域における活動の活性化を図ることで、地域の中での支え合いの輪の拡大を目指します。

(主な事業)

分野	事業名	取組内容
高齢	地域介護予防活動支援事業	地域住民が主体となって介護予防に取り組む団体の創設を支援し、団体が自立した活動を行えるよう伴走支援を行っています。また、活動を通じて、相互にみまもり合う地域づくりを推進しています。
	生活支援体制整備事業	地域住民が主体となって、自主的な活動の中で、多様な機関と連携し、高齢者の在宅生活を支えるための取組を推進しています。
障がい	地域活動支援センター事業	・スクラムあらかわにおいて、障がいのある方に、創作活動や生産活動、社会生活訓練の場を提供しています。 ・たんぽぽセンターにおいて、原則、障害者手帳をお持ちの18歳～64歳の方で介護保険の対象ではない方に、機能訓練の提供や、中途障がい、高次脳機能障がいの相談及び生活訓練を行っています。
子ども	地域子育て支援拠点事業	0歳～概ね3歳未満の乳幼児及び保護者に対して、身近な場所に交流とつながりを持つ場を提供します。
その他	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	荒川区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターにより、「ふれあい粋・活サロン」の開催に係る支援を行うほか、地域の居場所づくりや地域活動の活性化に向けた支援を実施します。

表中の の付いた事業は、重層的支援体制整備事業交付金の対象事業です。



アウトリーチ 等を通じた継続的支援事業

困りごとを抱えながらも相談機関に相談や支援を求めることができないなど、支援が届きづらい対象者に対し、訪問等によるアウトリーチ を行い、適切な相談支援や参加支援につなげることで、潜在的な支援ニーズの掘り起こしにつなげます。

多機関協働事業

各分野における単独の相談支援機関のみでは対応が困難となる、課題が複雑化・複合化した事例に対し、支援の方向性や支援に係る関係機関の役割分担を整理するなど、課題の解決に向けた事例全体の調整を行います。調整に当たっては、主に関係機関同士の情報共有や支援方針の検討を行う支援会議や、重層的支援対象者の支援プランの検討等を行う重層的支援会議において連携・協議します。また、包括的な支援体制に係る関係者会議を実施し、支援に係る連携体制の検討を進めます。

(4) 区における重層的支援体制整備に係る事業評価・見直し

関連する分野別計画に基づく既存の取組の進捗状況を踏まえながら、包括的な支援体制に係る関係者会議等を通じて、重層的支援体制整備事業における各事業の取組状況や方向性を定期的に確認し、効果的な支援につなげるための実施体制の見直しや新たな取組の必要性について検討を行っていきます。



区における重層的支援体制整備事業のフロー図

